

京都府建築工事及び設備工事等検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、建設交通部が所管（建設交通部以外の部局から検査業務を受託したものを含む。）する建築工事及び設備工事と、それらの工事に係る業務委託（以下「工事等」という。）の検査に関して必要な事項を定める。

(総則)

第2条 検査は、地方自治法、同法施行令、京都府会計規則、京都府工事執行規程及び工事請負契約書に定めるところにより、厳正に行わなければならない。

(用語の定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 検査員

京都府会計規則（以下「会計規則」という。）第165条の規定により指定された検査員をいう。

なお、同一工事等において、検査員は監督職員と兼務してはならない。

(2) 監督職員

会計規則第164条の規定により指定された監督員をいう。

(3) 検査

完成検査、部分払検査及び随時検査をいう。

(4) 完成検査

会計規則第165条の規定により工事等が完成したときに行う検査をいう。

(5) 部分払検査

会計規則第167条の規定により工事等の一部が完成し工事請負代金又は委託料の一部を支払うときに行う検査をいう。

(6) 随時検査

工事請負契約書第33条の規定による部分使用に際して等のほか、工事期間中、必要により随時に行う検査をいう。

(7) 建築工事

建築基準法第2条第1号の規定による建築物の新築、増築、改修又は除却をいう。

(8) 設備工事

建築基準法第2条第3号の規定による建築設備の新築、増築、改修又は除却をいう。

(9) 業務委託

建築工事及び設備工事の執行に係る測量、調査、計画、設計、工事監理及び意図伝達等の業務の委託をいう。

(10) 事業主管課等

当該事業の執行を担当する課（ただし、営繕課が検査業務を受託した工事等の場合は営繕課）をいい、その長を工事主管課長等という。

(11) 営繕課の検査員

営繕課の副主査以上の技術職員をいう。

(12) 事業主管課等の検査員

事業主管課等の副主査以上の技術職員をいう。

(完成検査)

第4条 次の各号に掲げる工事の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

(1) 1件の工事費が5,000万円以上の工事 営繕課の検査員

(2) 1件の工事費が5,000万円未満の工事 事業主管課等の検査員

2 次の各号に掲げる業務委託の完成検査は、当該各号に定める検査員が行うものとする。

(1) 1件の委託料が2,000万円以上の業務委託 営繕課の検査員

(2) 1件の委託料が2,000万円未満の業務委託 事業主管課等の検査員

(部分払検査)

第5条 工事等の部分払検査は、事業主管課等の検査員が行うものとする。

(随時検査)

第6条 次の各号に掲げる工事の随時検査は、原則として当該各号に定める検査員が行うものとする。ただし、これによりがたい場合はこの限りではない。

なお、1件の工事費が5,000万円以上の工事にあつては、原則として1回以上とする。

(1) 1件の工事費が5,000万円以上の工事 営繕課の検査員

(2) 1件の工事費が5,000万円未満の工事 事業主管課等の検査員

(検査の要請)

第7条 事業主管課長等は、第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当する工事等が完成し、受注者から工事完成届若しくは業務完了届を受理したとき、又は、第6条第1項第1号で定める随時検査を行う場合は、検査要請

書（別記様式第1号）により、営繕課長に検査を要請するものとする。

（検査の方法）

第8条 検査は、契約書、設計図書及び仕様書によるほか、工事においては別に定める京都府建築工事および設備工事検査基準に基づいて行うものとする。

（検査の立会い）

第9条 次の各号に掲げる検査には、当該各号に定める者を立ち合わせなければならない。

（1）完成検査

工事においては、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者並びに事業主管課等の課（室）長又は監督職員

業務委託においては、主任・管理技術者並びに事業主管課等の課（室）長又は監督職員

（2）部分払検査及び随時検査

工事においては、受注者又は現場代理人及び主任（監理）技術者並びに監督職員

業務委託においては、主任・管理技術者並びに監督職員

（補修（改造）命令）

第10条 検査員は、検査の結果、不合格のある場合には、補修（改造）命令書（別記第2号様式）により、期間を定めて工事の補修又は改造を命じなければならない。この場合において、特に必要と認められるものについては、事業主管課長等に協議して行うものとする。

（再検査）

第11条 検査員は、前条の補修（改造）命令による工事が完成し、補修（改造）工事完成届（別記第3号様式）が提出されたときは、再検査を実施しなければならない。

2 前項の再検査は、事業主管課等の検査員又は監督職員に行わせることができる。

（検査認定）

第12条 地下又は水中に埋設した工事等について、外部から検査することが困難な部分は、監督職員又は受注者が提出する考査認定資料（現場写真、各種試験結果等）により、検査の認定をすることができる。

（破壊検査）

第13条 検査員は、必要と認めた場合は、破壊もしくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

(検査の報告等)

第14条 検査員は、検査を終了したときは、検査報告書（完成検査は別記第4号様式、部分払検査は別記第5号様式、随時検査は別記第6号様式）により速やかに報告しなければならない。

2 前項の検査が完成検査及び随時検査の場合は、別に定める建築工事及び設備工事等成績評定要領により成績評定表を作成しなければならない。

なお、完成検査の場合、作成した成績評定を検査報告書に添えて報告しなければならない。

附則	昭和48年7月1日
改正	昭和53年4月14日
改正	平成12年12月1日
改正	平成16年5月1日
改正	平成18年9月1日
改正	平成19年4月1日
改正	平成20年4月1日
改正	平成24年6月1日
改正	平成29年9月13日
改正	令和5年4月3日